

## 5. 認知症対応型通所介護

〈改定事項〉

- ①生活機能向上連携加算の創設
- ②機能訓練指導員の確保の促進
- ③栄養改善の取組の推進
- ④基本報酬のサービス提供時間区分の見直し
- ⑤共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し
- ⑥運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑦設備に係る共用の明確化
- ⑧介護職員処遇改善加算の見直し

## ①生活機能向上連携加算の創設

〈概要〉※介護予防認知症対応型通所介護を含む

○自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、認知症対応型通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

〈単位数〉

〈現行〉	なし	⇒	〈改定後〉	生活機能向上連携加算	200単位/月（新設）
				※個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位/月	

〈算定要件等〉

○訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、認知症対応型通所介護事業所を訪問し、認知症対応型通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。

○リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

## ②機能訓練指導員の確保の促進

〈概要〉※介護予防認知症対応型通所介護を含む

○機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

〈算定要件等〉

○一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

### ③ 栄養改善の取組の推進

〈概要〉 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

ア 栄養改善加算の見直し

○栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。

イ 栄養スクリーニングに関する加算の創設

○管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

〈単位数〉

○アについて

〈現行〉			〈改定後〉
栄養改善加算	150単位/回	⇒	変更なし

○イについて

〈現行〉		⇒	〈改定後〉
なし			栄養スクリーニング加算5単位/回（新設）
			※6月に1回を限度とする

〈算定要件等〉

ア 栄養改善加算

○当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 栄養スクリーニング加算

○サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

### ④ 基本報酬のサービス提供時間区分の見直し

〈概要〉 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

○認知症対応型通所介護の基本報酬は、2時間ごとの設定としているが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、基本報酬のサービス提供時間区分を1時間ごとに見直すこととする。

〈单位数〉

○单独型事業所

〈現行〉

7時間以上9時間未満

要介護1	985単位
要介護2	1092単位
要介護3	1199単位
要介護4	1307単位
要介護5	1414単位

〈改定後〉

7時間以上8時間未満 (変更なし)

要介護1	985単位
要介護2	1092単位
要介護3	1199単位
要介護4	1307単位
要介護5	1414単位

8時間以上9時間未満

要介護1	1017単位
要介護2	1127単位
要介護3	1237単位
要介護4	1349単位
要介護5	1459単位

○併設型事業所

〈現行〉

7時間以上9時間未満

要介護1	885単位
要介護2	980単位
要介護3	1076単位
要介護4	1172単位
要介護5	1267単位

〈改定後〉

7時間以上8時間未満 (変更なし)

要介護1	885単位
要介護2	980単位
要介護3	1076単位
要介護4	1172単位
要介護5	1267単位

8時間以上9時間未満

要介護1	913単位
要介護2	1011単位
要介護3	1110単位
要介護4	1210単位
要介護5	1308単位

○共用型事業所

〈現行〉

7時間以上9時間未満

要介護1	506単位
要介護2	524単位
要介護3	542単位
要介護4	560単位
要介護5	579単位

〈改定後〉

7時間以上8時間未満

要介護1	518単位
要介護2	537単位
要介護3	555単位
要介護4	573単位
要介護5	593単位

8時間以上9時間未満

要介護1	535単位
要介護2	554単位
要介護3	573単位
要介護4	592単位
要介護5	612単位

## ⑤ 共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し

〈概要〉 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

○共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。【省令改正/地域密着型基準第46条及び地域密着型予防基準第9条関係】

## ⑥ 運営推進会議の開催方法の緩和

〈概要〉

○運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

## ⑦ 設備に係る共用の明確化

〈概要〉 ※介護予防認知症対応型通所介護を含む

○認知症対応型通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能
- ・基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能

その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。【通知改正】

## ⑧ 介護職員処遇改善加算の見直し

〈概要〉

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

○その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

〈算定要件等〉

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

改正後

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間 3時間以上 4時間未満の場合

a 要介護 1	<u>538単位</u>
b 要介護 2	<u>592単位</u>
c 要介護 3	<u>647単位</u>
d 要介護 4	<u>702単位</u>
e 要介護 5	<u>756単位</u>

(二) 所要時間 4時間以上 5時間未満の場合

a 要介護 1	<u>564単位</u>
b 要介護 2	<u>620単位</u>
c 要介護 3	<u>678単位</u>
d 要介護 4	<u>735単位</u>
e 要介護 5	<u>792単位</u>

(三) 所要時間 5時間以上 6時間未満の場合

a 要介護 1	<u>849単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,031単位</u>
d 要介護 4	<u>1,122単位</u>
e 要介護 5	<u>1,214単位</u>

(四) 所要時間 6時間以上 7時間未満の場合

改正前

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間 3時間以上 5時間未満の場合

a 要介護 1	<u>564単位</u>
b 要介護 2	<u>620単位</u>
c 要介護 3	<u>678単位</u>
d 要介護 4	<u>735単位</u>
e 要介護 5	<u>792単位</u>

(新設)

(二) 所要時間 5時間以上 7時間未満の場合

a 要介護 1	<u>865単位</u>
b 要介護 2	<u>958単位</u>
c 要介護 3	<u>1,050単位</u>
d 要介護 4	<u>1,143単位</u>
e 要介護 5	<u>1,236単位</u>

(新設)

a	要介護1	871単位
b	要介護2	965単位
c	要介護3	1,057単位
d	要介護4	1,151単位
e	要介護5	1,245単位

(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

a	要介護1	985単位
b	要介護2	1,092単位
c	要介護3	1,199単位
d	要介護4	1,307単位
e	要介護5	1,414単位

(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

a	要介護1	1,017単位
b	要介護2	1,127単位
c	要介護3	1,237単位
d	要介護4	1,349単位
e	要介護5	1,459単位

(2) 認知症対応型通所介護費(ii)

(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a	要介護1	487単位
b	要介護2	536単位
c	要介護3	584単位
d	要介護4	633単位
e	要介護5	682単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a	要介護1	510単位
b	要介護2	561単位
c	要介護3	612単位
d	要介護4	663単位
e	要介護5	714単位

(三) 所要時間7時間以上9時間未満の場合

a	要介護1	985単位
b	要介護2	1,092単位
c	要介護3	1,199単位
d	要介護4	1,307単位
e	要介護5	1,414単位

(新設)

(2) 認知症対応型通所介護費(ii)

(一) 所要時間3時間以上5時間未満の場合

a	要介護1	510単位
b	要介護2	561単位
c	要介護3	612単位
d	要介護4	663単位
e	要介護5	714単位

(新設)

(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満 の場合

a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>845単位</u>
c 要介護 3	<u>927単位</u>
d 要介護 4	<u>1,007単位</u>
e 要介護 5	<u>1,089単位</u>

(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>783単位</u>
b 要介護 2	<u>867単位</u>
c 要介護 3	<u>951単位</u>
d 要介護 4	<u>1,033単位</u>
e 要介護 5	<u>1,117単位</u>

(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	980単位
c 要介護 3	1,076単位
d 要介護 4	1,172単位
e 要介護 5	1,267単位

(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>913単位</u>
b 要介護 2	<u>1,011単位</u>
c 要介護 3	<u>1,110単位</u>
d 要介護 4	<u>1,210単位</u>
e 要介護 5	<u>1,308単位</u>

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満 の場合

(一) 要介護 1	<u>264単位</u>
(二) 要介護 2	<u>274単位</u>
(三) 要介護 3	<u>283単位</u>
(四) 要介護 4	<u>292単位</u>

(二) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満 の場合

a 要介護 1	<u>778単位</u>
b 要介護 2	<u>861単位</u>
c 要介護 3	<u>944単位</u>
d 要介護 4	<u>1,026単位</u>
e 要介護 5	<u>1,109単位</u>

(新設)

(三) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満 の場合

a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	980単位
c 要介護 3	1,076単位
d 要介護 4	1,172単位
e 要介護 5	1,267単位

(新設)

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満 の場合

(一) 要介護 1	<u>270単位</u>
(二) 要介護 2	<u>280単位</u>
(三) 要介護 3	<u>289単位</u>
(四) 要介護 4	<u>299単位</u>



(五) 要介護 5	302単位
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	276単位
(二) 要介護 2	287単位
(三) 要介護 3	296単位
(四) 要介護 4	306単位
(五) 要介護 5	316単位
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	441単位
(二) 要介護 2	456単位
(三) 要介護 3	473単位
(四) 要介護 4	489単位
(五) 要介護 5	505単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	453単位
(二) 要介護 2	468単位
(三) 要介護 3	485単位
(四) 要介護 4	501単位
(五) 要介護 5	517単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	518単位
(二) 要介護 2	537単位
(三) 要介護 3	555単位
(四) 要介護 4	573単位
(五) 要介護 5	593単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	535単位
(二) 要介護 2	554単位
(三) 要介護 3	573単位
(四) 要介護 4	592単位

(五) 要介護 5 (新設)	309単位
(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	439単位
(二) 要介護 2	454単位
(三) 要介護 3	470単位
(四) 要介護 4	486単位
(五) 要介護 5 (新設)	502単位
(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	506単位
(二) 要介護 2	524単位
(三) 要介護 3	542単位
(四) 要介護 4	560単位
(五) 要介護 5 (新設)	579単位

五 要介護5

612単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間7時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

(新設)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）若しくは医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。第三十四号の三イ及び第四十二号の三において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の評価等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること

。

6 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、

5 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

(新設)

通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

10～13 （略）

ハ （略）

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対

8～11 （略）

ハ （略）

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対

応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) （略）

応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) （略）

○ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
1 介護予防認知症対応型通所介護費	1 介護予防認知症対応型通所介護費
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)	イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)
(一) 所要時間 3時間以上 <u>4時間未満</u> の場合	(一) 所要時間 3時間以上 <u>5時間未満</u> の場合
a 要支援 1	a 要支援 1
471単位	493単位
b 要支援 2	b 要支援 2
521単位	546単位
(二) <u>所要時間 4時間以上 5時間未満</u> の場合	(新設)
a 要支援 1	
493単位	
b 要支援 2	
546単位	
(三) 所要時間 5時間以上 <u>6時間未満</u> の場合	(二) 所要時間 5時間以上 <u>7時間未満</u> の場合
a 要支援 1	a 要支援 1
735単位	749単位
b 要支援 2	b 要支援 2
821単位	836単位
(四) <u>所要時間 6時間以上 7時間未満</u> の場合	(新設)
a 要支援 1	
754単位	
b 要支援 2	
842単位	
(五) 所要時間 7時間以上 <u>8時間未満</u> の場合	(三) 所要時間 7時間以上 <u>9時間未満</u> の場合
a 要支援 1	a 要支援 1
852単位	852単位
b 要支援 2	b 要支援 2
952単位	952単位
(六) <u>所要時間 8時間以上 9時間未満</u> の場合	(新設)
a 要支援 1	
879単位	
b 要支援 2	
982単位	
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)

(一) 所要時間 3 時間以上 <u>4 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	<u>425 単位</u>
b 要支援 2	<u>472 単位</u>
(二) <u>所要時間 4 時間以上 5 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	<u>445 単位</u>
b 要支援 2	<u>494 単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 <u>6 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	<u>661 単位</u>
b 要支援 2	<u>737 単位</u>
(四) <u>所要時間 6 時間以上 7 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	<u>678 単位</u>
b 要支援 2	<u>756 単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 <u>8 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	766 単位
b 要支援 2	855 単位
(六) <u>所要時間 8 時間以上 9 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	<u>791 単位</u>
b 要支援 2	<u>882 単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 <u>4 時間未満</u> の場合	
(一) 要支援 1	<u>245 単位</u>
(二) 要支援 2	<u>259 単位</u>
(2) <u>所要時間 4 時間以上 5 時間未満</u> の場合	
(一) 要支援 1	<u>257 単位</u>
(二) 要支援 2	<u>271 単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 <u>6 時間未満</u> の場合	
(一) 要支援 1	<u>409 単位</u>
(二) 要支援 2	<u>432 単位</u>
(4) <u>所要時間 6 時間以上 7 時間未満</u> の場合	
(一) 要支援 1	<u>420 単位</u>

(一) 所要時間 3 時間以上 <u>5 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	<u>445 単位</u>
b 要支援 2	<u>494 単位</u>
(新設)	
(二) 所要時間 5 時間以上 <u>7 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	<u>673 単位</u>
b 要支援 2	<u>751 単位</u>
(新設)	
(三) 所要時間 7 時間以上 <u>9 時間未満</u> の場合	
a 要支援 1	766 単位
b 要支援 2	855 単位
(新設)	
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 <u>5 時間未満</u> の場合	
(一) 要支援 1	<u>251 単位</u>
(二) 要支援 2	<u>265 単位</u>
(新設)	
(2) 所要時間 5 時間以上 <u>7 時間未満</u> の場合	
(一) 要支援 1	<u>407 単位</u>
(二) 要支援 2	<u>430 単位</u>
(新設)	



(二) 要支援 2	443単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	480単位
(二) 要支援 2	508単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	496単位
(二) 要支援 2	524単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算

(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要支援 1	469単位
(二) 要支援 2	496単位
(新設)	

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

(新設)

する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）若しくは医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。第三十四号の三イ及び第四十二号の三において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体等の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること

。

6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の

5 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

(新設)

栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。）に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

10～13 （略）

ハ （略）

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

8～11 （略）

ハ （略）

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)



1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分		道	支	市	区	市	道	道	道	道	道	道	道
前年度の職が特 別な場合		看護 介護職員 の長数が基準に 満たない場合	2時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	3時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護の提供に 日常生活上の世 帯員が行う場合	入浴介護を行う 場合	生活機能向上 費加算	個別機能訓練 加算	認知症認知症 利用者受入加算	栄養改善加算	認知症へのこ ころ加算	口腔機能向上 加算	職業用同一機 械に居住する者 に対する一時 利用する者に 介護予防認知 症対応型介護 を行う場合	職業用同一機 械に居住する者 に対する一時 利用する者に 介護予防認知 症対応型介護 を行う場合
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1)	(1) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1)	(一) 3時間以上 4時間未満	要支援1 ( 471 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +24単位	片道につき +47単位
		要支援2 ( 521 単位)											
		(二) 4時間以上 5時間未満	要支援1 ( 453 単位)										
		要支援2 ( 546 単位)											
		(三) 5時間以上 6時間未満	要支援1 ( 735 単位)										
		要支援2 ( 821 単位)											
		(四) 6時間以上 7時間未満	要支援1 ( 724 単位)										
		要支援2 ( 842 単位)											
		(五) 7時間以上 8時間未満	要支援1 ( 852 単位)										
		要支援2 ( 952 単位)											
		(六) 8時間以上 9時間未満	要支援1 ( 879 単位)										
		要支援2 ( 980 単位)											
	(七) 9時間以上 10時間未満	要支援1 ( 425 単位)											
	要支援2 ( 472 単位)												
	(八) 10時間以上 11時間未満	要支援1 ( 445 単位)											
	要支援2 ( 494 単位)												
	(九) 11時間以上 12時間未満	要支援1 ( 661 単位)											
	要支援2 ( 737 単位)												
	(10) 12時間以上 13時間未満	要支援1 ( 678 単位)											
	要支援2 ( 758 単位)												
	(11) 13時間以上 14時間未満	要支援1 ( 766 単位)											
	要支援2 ( 855 単位)												
	(12) 14時間以上 15時間未満	要支援1 ( 791 単位)											
	要支援2 ( 892 単位)												
(2) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(2)	(1) 2時間以上4時間未満	要支援1 ( 245 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位	1日につき +150単位	1日につき +24単位	片道につき +47単位	
	要支援2 ( 259 単位)												
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 ( 257 単位)											
	要支援2 ( 271 単位)												
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援1 ( 459 単位)											
	要支援2 ( 492 単位)												
	(4) 8時間以上10時間未満	要支援1 ( 420 単位)											
	要支援2 ( 443 単位)												
	(5) 10時間以上12時間未満	要支援1 ( 430 単位)											
	要支援2 ( 508 単位)												
	(6) 12時間以上14時間未満	要支援1 ( 496 単位)											
	要支援2 ( 524 単位)												
サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1)月につき 100単位(100名を基準)											
介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)月につき 104×所定単位数											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)月につき 76×所定単位数											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)月につき 42×所定単位数											
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1)月につき 90×所定単位数											
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1)月につき 80×所定単位数											
		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1)月につき 80×所定単位数											
		(7) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1)月につき 100単位(100名を基準)											
		(8) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1)月につき 120単位(120名を基準)											
		(9) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1)月につき 60単位(60名を基準)											

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目